

『中小企業・小規模事業者向け 資金繰り支援を強化—経産省』

中小企業庁は、この度成立した「平成25年度補正予算」を踏まえ、以下概要の通り中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策を実施する。

(1) 日本政策金融公庫等による資金繰り支援：原材料・エネルギーコスト高等の影響により資金繰りに困難を来している中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化に万全を期すため、日本政策金融公庫等による経営支援型等のセーフティネット貸付の継続・拡充等を行う。また、日本政策金融公庫において老朽化設備の新陳代謝、所得増加及び創業等に対応した融資を促進する。上記の日本政策金融公庫等の新設・拡充を行う貸付制度については、2月24日(月)から制度運用を実施。(2) 信用保証を活用した資金繰り支援：信用保証協会による借換保証を引き続き推進し、経営支援と一体となった資金繰りを支援する。セーフティネット保証(5号)については、3月3日(月)から平時の運用へ移行し、短期的に業況が悪化している業種に属する事業者を支援する措置として、引き続き積極的に活用する。なお、同保証(5号)の平時の運用への移行により資金繰りに影響を受ける中小企業・小規模事業者は、日本政策金融公庫等の「経営改善・資金繰り相談窓口」において相談を受け付ける。



『税理士法改正案 名義貸しに罰則規定設ける』

政府はこのほど、平成26年度税制改正大綱のうち国税部分を法案化した「所得税法等の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会へ提出した。各税法の改正案とともに盛り込まれた税理士法改正案では、税理士法37条の2で、非税理士に対する名義貸しの禁止規定と罰則規定が新たに設けられている。

現行では、税理士の名義貸しに対しては、財務省告示104号に基づき、名義貸しを受けた人数のほか、違反行為の期間、名義貸しを受けた者の関与件数等に応じて、財務相から1年以内の税理士業務の停止が命じられることとなっていた。今回、平成26年度税制改正大綱に基づいて、税理士法に名義貸しの禁止が明示され、違反した者には2年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されることとなった。弁護士法、弁理士法などそれぞれの法で名義貸しを禁止する規定を定めている他士業と合わせる形での明文化であったとも言える。法案は3月末までに成立する見通しで、罰則規定は平成27年4月1日以後に行った行為から適用される予定。

さらに、税理士法44条による税理士に対する懲戒処分のうち、税理士業務の停止の期間は1年以内から2年以内へと延長されることとなっている。